

## 訂正とお詫び

【2024 I N P U T 講座】のご受講をありがとうございます。

さて、テキスト（I N P U T 編）の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

### 【商登法Ⅱ】

頁数	場所	誤	正		
139	1 番下の表 一時職務を行うべき 者の就任登記	嘱 託	嘱 託 (仮会計監査人を除 く)		
142	① c	<table border="1"><tr><td>C D E</td></tr></table> 権利義務 退任登記 O K	C D E	<table border="1"><tr><td>C D E</td></tr></table> 権利義務 退任登記不可	C D E
C D E					
C D E					

### 【商登法Ⅲ】

頁数	場所	誤	正
101	(注3)	(会社753Ⅲ)	(会社753Ⅳ)
	(注4)	(注1)(注2)の内容が準用される(会社753Ⅳ)	(注2)(注3)の内容が準用される(会社753Ⅴ)
163	③	設立時取締役の氏名の後に「(注1)」を追加	
	⑥	(注1)(注2)	(注2)(注3)
	⑧	(注3)	(注4)
164	表の下	現在の(注1)を(注2)とし、その上に(注1)を挿入  (注1)株式移転設立完全親会社が、監査等委員会設置会社である場合 ⇒ <u>設立時監査等委員である設立時取締役とそれ以外の設立時取締役</u> とを <u>区別して</u> 定めなければならない(会社773Ⅱ)	
	(注1)	(注1) (会社773Ⅱ)	(注2) (会社773Ⅲ)
	(注2)	(注2) (会社773Ⅲ)	(注3) (会社773Ⅳ)
	(注3)	(注3)  (注1)(注2)の内容が準用される(会社773Ⅳ)	(注4)  (注2)(注3)の内容が準用される(会社773Ⅴ)
202	(5)③ 3行目	ただし、 <u>不法行為によって生じた債権を有する者</u> に対する <u>個別催告は省略できない</u> (会社789Ⅲ)	ただし、 <u>不法行為によって生じた債権を分割会社に対して有する者</u> に対する <u>個別催告は省略できない</u> (会社789Ⅲ)

### 【商登法Ⅳ】

頁数	場所	誤	正
187	表⑩株式移転右欄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該行為の効力が生じた日において株式移転をする株式会社の株主等であった者</li> <li>・株式移転により設立する株式会社の株主等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該行為の効力が生じた日において株式移転をする株式会社の株主等であった者</li> <li>・株式移転により設立する株式会社の株主等</li> <li>・破産管財人</li> <li>・不承認債権者</li> </ul>
189	(3) 欠格事由	①後見開始 ○ ②保佐開始 ○	①後見開始 × ②保佐開始 ×